

国住備第27号

平成24年4月20日

都道府県・指定都市 住宅主務部長  
独立行政法人都市再生機構 技術調査室長 } あて

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

### 公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止について

建設業における労働災害の防止に資するため、従来より公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止について適切な措置を講ずるよう要請してきたところである。また、公共住宅事業者等連絡協議会（以下「事連協」という。）においても、平成21年6月1日施行の「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（平成21年厚生労働省令第23号）及び「手すり先行工法等に関するガイドライン」（資料1参照）を踏まえた措置を「公共住宅建設工事共通仕様書（平成22年度版）」に規定するとともに、公共住宅建設工事現場における一層の安全確保の観点から、公共住宅建設工事で設置する足場に関する設計図書上の取扱いを別紙のとおりとしているところである。

貴職におかれては、引き続き、事連協の取扱いを踏まえて適切に対応するとともに、下記事項に留意することにより、足場からの墜落事故防止に一層努められたい。

なお、管内市町村（指定都市を除く。）、地方住宅供給公社等にも、この旨周知するようお願いする。

#### 記

1. 公共住宅の建設工事における足場については、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省 平成24年2月、以下「要綱」という。）」（資料2参照）を参考とすること。特に、足場等の点検については、労働安全衛生規則第567条の規定に基づき、足場の組立、一部解体又は変更の後に行う点検、補修及びその記録の保存を徹底するとともに、要綱に示された足場等の種類別点検チェックリストを作成し、効果的に安全管理を行うことを

推奨すること。さらに、足場の組立完了時の点検に当たっては、当該足場の組立て作業を行った者以外の専門知識を有する者による点検を推奨すること。

また、これらの安全活動の創意工夫の成果は、工事成績評定の判断材料の一つとすることが可能であるので留意すること。

なお、「専門知識を有する者」として、以下の者が想定されるので、点検の適切な実施に当たっての参考とされたい。

- ① 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者
- ② 労働安全衛生法（以下「法」という。）第81条に規定する労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者など、法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者（資料3参照）
- ③ 足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、上記①又は②に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

2. 足場に関連する日本工業規格としては、「鋼管足場（JIS A8951）」、「先行形手すり（JIS A8961）」、「つま先板（JIS A8962）」等の他、屋根工事は「屋根工所用足場及び施工方法（JIS A8971）」の施工標準に基づき、建方作業台、渡り歩廊、墜落防護柵等の設置を推進すること。なお、日本工業規格の内容については、日本工業標準調査会のHP（<http://www.jisc.go.jp/>）を参照されたい。

3. 工事事務防止に係る広報活動として、受注者が行う工事事務防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）に係る看板等の設置を推奨すること。また、受注者等に対し、講習会等を通じて墜落事故防止対策の普及に努めること。

#### 【問い合わせ先】

国土交通省住宅局住宅総合整備課 呉、中林

TEL : 03-5253-8111 内線 39-343、39-345

事連協発第585号  
平成24年4月20日公共住宅事業者等連絡協議会  
会 員 各 位

公共住宅事業者等連絡協議会

## 公共住宅建設工事で設置する足場に関する設計図書上の取扱いについて

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協議会の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、足場からの墜落事故防止については、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第23号）が平成21年3月2日に公布、同年6月1日から施行され、「手すり先行工法等に関するガイドライン」が定められたことにより、事連協発第499号（平成22年5月31日付）「公共住宅建設工事で設置する足場に関する設計図書上の取扱いについて」により、公共住宅建設工事で設置する足場に関して、特記仕様書に「手すり先行工法等に関するガイドライン」に対応した方式により行う旨を記載することを標準とするお願いをしてきたところです。

「公共住宅建設工事共通仕様書（平成22年度版）」においては、足場からの墜落事故防止のための措置が規定されていますが、引き続き公共住宅建設工事現場における安全性の確保を図る観点から、今後も下記のとおり設計図書（特記仕様書）に記載することを標準としますのでよろしくお願いいたします。

また、『手すり先行工法等に関するガイドライン』第6 留意すべき事項に示されている事項について、確実に履行されるよう、請負者に働きかけをしていただくようお願いいたします。

なお、都道府県会員におかれましては、管内市町村へも周知をお願いします。

## 記

工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(平成22年度版)」の総則編1.3.1 足場、その他の2に規定されている「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）の「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

以上

(連絡先)

公共住宅事業者等連絡協議会事務局

田中、小室、川村

TEL : 03-5211-0584 FAX : 03-5211-3169

E-mail : komuro@cbl.or.jp